

2 市民税、国民健康保険料の滞納の差し押さえについて

【質問1回目】

○山崎雅数議員 市民税、国保料などの滞納処分、差し押さえの処置などについて伺います。

市は3年ほど前から収納業務を進めるために、コールセンターの設置、滞納整理のための会議を開いたり、収納率の向上に努力されております。市民と対話をして、市民がなぜ納められないのか、届けを面倒がらずに、しっかり控除申請などをすれば、税額や保険料も下げられるとか、収入状況によれば減免申請もできますというような丁寧な利用できる制度も伝えながら対応して、納めてもらえるよう業務を進めていくのが本来だと思っております。低所得者には、医療関係ですと特定疾患、障害医療などの医療減免、生活保護の申請の制度、こういう利用などもアドバイスできる体制も必要だと感じております。差し押さえの件数などが増える傾向にあると感じておりますけれども、現状をどう見ておられるのかお聞かせください。

一方で、滞納の件数はなかなか額も含めて減らない、改善されていないのではないかと考えています。そもそも、国民健康保険料などは200万円の所得で35万6,000円と高過ぎます。市・府民税も税率が10%に変わって、負担が大きくなっています。払える保険料、税金にすることが求められております。滞納はほめられたことではありませんけれども、強引な徴収は市民との溝を深めるということにならないかと思っています。対立を深めない対応を求めたいと思います。

滞納処分、それから徴収業務のこの状況をお聞かせいただきたいと思います。どういう状況で督促、差し押さえの通告がされるのか。財産調査の予告はされないのか。市民は少しでも納税支払いをおくると財産調査をされ、

プライバシーもないのか、市民を信用しないのかと怒りをおっしゃられる方も少なくありません。滞納が発生すれば無条件で調査が始まるのか、お聞かせください。

私たちに寄せられる意見の中には、児童手当だけが振り込まれる口座をつくっていた、それが差し押さえられた、児童手当は差し押さえ禁止物件ではないのかですとか、また、分納の約束をして納付していたけれども所得税の還付があるということで予告なしに押さえられた、分納の信義というのを市のほうで裏切る行為ではないかというような声も聞こえてきます。市民はいざというときのための備えも、貯蓄もできないのかということをお聞かせいただきました。お聞かせいただきたいと思っております。

【質問1回目への答弁】

○有山総務部長 分割納付中の差し押さえ、児童手当の差し押さえについてのご質問にお答えいたします。

納付が困難な方につきましては、コールセンターから納付案内、納付相談、来庁要請、夜間電話、土曜納付相談等を通じて柔軟に何度も相談に応じるなど、常に丁寧な対応を心がけております。納税の意思があるものの、個別の事情により期別どおりに納税が困難な方に対しては、個々の状況に応じて分割納付をお受けしております。分割納付中であっても督促状が発送されること、延滞金が加算されることを説明させていただくとともに、財産調査を実施し、状況によりましては滞納処分の手続をとる場合もございます。

次に、口座の差し押さえ禁止についてでございますが、児童手当そのものは差し押さえの対象にしておりません。口座の差し押さえについては国税徴収法第63条に基づき、原則として全額を差し押さえることとなっております。

～会議録抜粋～ 会議録より抜粋し、「一問一答形式に編集」したもので正式な会議録ではありません。

===平成25年第2回定例会 一般質問===

山崎雅数議員

2 市民税、国民健康保険料の滞納の差し押さえについて

ります。しかしながら、本市におきましては差し押さえから換価まで一定の期間を設けております。直ちに預金を税に充当することはしておりません。一定期間の猶予期間を設けることで、できる限り滞納者と納付相談ができるよう、丁寧な対応をさせていただいております。

○堤保健福祉部長 国民健康保険料の滞納処分の状況についてのご質問にお答え申し上げます。

国民健康保険料は被保険者の保険給付や保険事業など国保事業運営のための貴重な財源となっており、口座振替の推進やコンビニ収納、コールセンターなど納付環境の整備や納付勧奨により滞納とならないように努めているところでございます。

また、財産調査の予告につきましては、何度も何度も繰り返し予告を行っております。滞納処分につきましてはその前提である財産調査におきまして、一定額以上の滞納や欠損処理を行っていることなど五つの条件を定め、三つ以上合致する場合に実施してまいりました。

ただし、これまでの3年間の滞納処分について、振り返り検証をしましたところ、財産調査に条件を設定するなど滞納額が増加してからの対応となり、滞納者の負担も大きくなってしまふなどの問題が生じたことから、早期に納付勧奨を行えるよう見直しをいたしております。

また、差し押さえにつきましては、被保険者の個別状況をお聞きし、減免などの案内も行った上で自主納付を促すも、支払う能力がありながら滞納している被保険者について、やむを得ず滞納処分をさせていただいているところでございます。

【質問2回目】

○山崎雅数議員 徴収問題ですけれども、前に滞納処分、差し押さえについて歯どめが必要ではないかと感じているんですけれども、歯どめについてお聞きします。

これは大阪市の話なんですけれども、私2年前に大阪市から摂津市に転入されてこられた方、大阪市の市民税の差し押さえがひどかったので、京橋の市税事務所まで出向いて換価された市税の返還を求めに行きました。その方は20代の女性で、沖縄から大阪に就職されて、その後不安定な派遣労働にかわったこともあって市民税が特別徴収から普通徴収にかわって、2年間の滞納できたということなんですけれども、給与振り込みと同時に2年分の市税、全額口座から換価されて、生活費がないという状態になりました。抗議に行くと、郵便貯金5万円ありますよねとか言うんですよ。20代の女性の1か月の生活費5万円ですかと。これを追及すると、生活費の内訳を書いてくださいと。その分返還しますということになりました。

これなどは一時的にせよ、個人の生活の糧を公が奪ったことになると思います。破産の申請をしても生活費は残してくれます。こういった歯どめがなければ、大阪市のようにこういうことが起こる可能性があると思います。ですから、例えば口座でも生活費30万円とか50万円とか、それ以下の口座は差し押さえ禁止にするとか、市民税でしたら特に所得階層がわかるわけですから、所得300万円以下の世帯の口座は差し押さえ禁止にするとかいう歯どめを設けることが必要なのではないかと感じております。お答えをいただきたいと思います。

【質問2回目への答弁】

○有山総務部長 差し押さえの歯どめという

～会議録抜粋～ 会議録より抜粋し、「一問一答形式に編集」したもので正式な会議録ではありません。

===平成25年第2回定例会 一般質問===

山崎雅数議員

2 市民税、国民健康保険料の滞納の差し押さえについて

ことでございます。

出された例が大阪市の例ということで、この場合、差し押さえをして預金をすぐに税に充当する、換価の手続をとられたということでございますが、本市におきましては、差し押さえから換価まで一定の期間を設けております。それは、先ほど答弁させていただきましたように、猶予期間を設けることで、滞納されておる方と納付相談に応じるためにその一定の期間をあけさせていただいておるということございまして、大阪市と私どもの滞納の処分、あと換価に至るまでの手続が少し違っておりますので、そこのところはご理解をいただきたいと思います。

それから、歯どめに一定の条件、所得等ということでございますが、市税そのものは多くの方々が納期限内に納付をいただいておりますという状況ございまして、今おっしゃいましたように、所得が低くても現実には資産などをお持ちの方がおられます。一定所得の水準ということで差し押さえしないということなかなか難しいと考えておるところでございます。資産、財産がない場合、生活が著しく困窮されている方、居所不明、それから私どもが財産調査をすることによって、その状況を、財産、無財産というようなことを決定した場合には、最終的には滞納処分の執行を停止するというような手続を進めさせていただいておるのが現状ございまして、財産の調査は執行停止の前提条件になるものと考えております。納付の困難性をみずから証明するのではなく、私どものほうで証明させていただいておるところでございます。

【質問3回目】

○山崎雅数議員 徴収問題ですけれども、資産内容をわかっても、例えば自営の方なんかですと、どういう支出がいつ必要かまでは市

のほうはつかみようがないと思うんですよ。

あてにしていたお金が差し押さえられたら、経営に差し支えるというようなこともあるかと思うんです。一種の営業妨害にもなりはしないかと心配をするわけです。ですから、一時的にでも差し押さえというのはお金を使えなくするという行為ですから、慎重に行っていたきたいと思います。

いつも税とか保険料、丁寧にやっているというご説明いただいておりますけども、その丁寧さ、決めているのは市側ですから、利用者というか市民の側から見ればきついなということも起きているのではないかと考えています。市民と対立しないように、何が何でも徴収ということではなくて、いざというときの保険や貯蓄には理解を示しながらも納税を促す行政、市民の協働を図ってほしいと思っています。